

短期滞在者用電子ジャーナル・データベース認証システム専用 I D（短期 I D） の発行に係るガイドライン

（平成 19 年 5 月 31 日京都大学図書館協議会承認）

このガイドラインは、京都大学に短期間（1 年未満）滞在する研究者に対し、短期滞在者用電子ジャーナル・データベース認証システム専用 I D（以下、「短期 I D」という。）を発行する要領を示す。

1. 申請要件

次のふたつの要件を同時に満たす者に短期 I D を発行する。

- (1) 学内に受入責任者がおり、客員等招へい・共同研究・学会等で京都大学に短期間（1 年未満）滞在する研究者で、京都大学学生アカウント（ECS-ID）の取得要件を満たさない者。
- (2) 部局図書館・室において、本ガイドライン「3. 短期 I D の使用条件」についての説明を受け、それに同意した者。

なお、1 年以上滞在する研究者で、京都大学学生アカウント（ECS-ID）の取得を希望するものは、情報環境機構に問い合わせること。

http://www.iimc.kyoto-u.ac.jp/ja/services/cert/ecs_id/use/ecs_account.html

2. 発行手順

- (1) 短期 I D 取得希望者は、図書館機構長の許可を受けるために、部局図書館・室を通じて所定の申請書を提出する。部局図書館・室は、申請書の控えを取る。
- (2) 部局図書館・室は、短期 I D 発行システムにより I D を発行し、利用許可書兼誓約書を印刷する。
- (3) 部局図書館・室は、申請者に対し、本ガイドラインの「3. 短期 I D の使用条件」を説明する。
- (4) 部局図書館・室は、申請者に誓約書を記入させ、利用許可書兼誓約書の控えを 2 部取り、控えの 1 部を申請者に交付する。
- (5) 部局図書館・室は、申請書の本紙、及び誓約書に署名の入った利用許可書兼誓約書の本紙を速やかに附属図書館情報管理課電子情報掛へ送付する。
- (6) 部局図書館・室は、前項の文書 2 種それぞれの控えを利用期間中保存し、利用期間終了後は速やかに廃棄する。
- (7) 部局図書館・室は、誓約書の提出が無く交付しなかった短期 I D を、速やかに附属図書館情報管理課電子情報掛へ返却する。

3. 短期 ID の使用条件

- (1) 短期 ID 取得者は、短期 ID と引き換えに必ず誓約書を提出すること。
- (2) 短期 ID は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
- (3) 短期 ID のパスワードは変更できない。
- (4) 短期 ID の利用期間は延長できない。短期 ID 取得者の滞在期間が短期 ID 申請時の利用期間を超え、引続き短期 ID が必要な場合は、部局図書館・室を通じて図書館機構長に所定の申請書を新たに提出すること。
- (5) 短期 ID 取得者は、学内ネットワークに接続した端末からのみ、電子ジャーナル、データベースを使用できる。
- (6) 短期 ID 取得者は、電子ジャーナル、データベースの利用にあたって、不適切利用の疑いが生じた場合は認証システム監理特別委員会が行う調査に応じること。
- (7) 短期 ID 取得者が電子ジャーナル・データベースの不適切利用を行った場合、短期 ID を無効にすることがある。

申請書に記載された個人情報、
「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」、
「京都大学における個人情報の保護に関する規程」、
その他関係法令に基づき、短期 ID の発行・管理・不適切利用調査・
統計作成のためだけに使用し、その他の用途には使用しない。

附 則

このガイドラインは、平成 27 年 9 月 24 日から実施する。